

# 令和5年度第1回 石狩市学校給食センター運営委員会

日時:令和5年11月10日(金) 18時30分～

場所:石狩市学校給食センター 会議室

## 【会議次第】

### ○ 開会前

1. 教育長挨拶
2. 委嘱状交付
3. 委員挨拶

### ○ 開会

1. 委員長の選任
2. 諮問 学校給食費の適正な水準について
3. 議事

#### (1) 協議事項

##### ① 学校給食費の適正な水準について(P1～5)

- ・これまでの給食費の改定状況 (P1)
- ・管内市町村給食費単価一覧 (P1)
- ・消費者物価指数の推移(北海道地方) (P2)
- ・給食費の内訳の推移(実績値) (P3)
- ・諮問資料 (P4,5)

#### (2) 報告事項

- ① 学校給食費の収納状況について (P6)
- ② 給食関係事業の実施状況について(P7～12)
  - ・アレルギー対応給食の実施状況 (P7～9)
  - ・市民向け食育講座の実施状況 (P10)
  - ・学校給食「いしかりデー」の実施状況 (P11～12)

#### 4. その他

### ○閉会

# (1) 協議事項

## ① 学校給食費の適正な水準について

### ● これまでの給食費の改定状況

区 分	H19.4.1			H20.4.1	H22.8.1	H26.4.1	R4.4.1	
	旧石狩市	厚田区	浜益区	改定	改定	改定	改定	
小 学 校	低学年	224円	240円	240円	224円	236円	242円	253円
	中学年	231円	240円	245円	231円	243円	249円	260円
	高学年	236円	240円	250円	236円	248円	255円	266円
中学校	273円	284円	290円	273円	297円	320円	326円	
単価改定の理由	3市村合併時の単価をそれぞれ継続			市内単価を統一	食材費 値上げ対応	消費税率 5%→8%	食材費 値上げ対応	

### ● 管内市町村給食費単価一覧（札幌市を含む。）

区分毎に、単価の高い市町村から順に掲載している。

(令和5年4月時点)

区 分	市町村名	R 5 単価	管内平均		
小 学 校	低学年	1 江 別 市	289円	265.88円	
		2 北 広 島 市	283円		
		札 幌 市	269円		
		3 当 別 町	266円		
		4 恵 庭 市	265円		
		5 新 篠 津 村	255円		
		6 石 狩 市	253円		※石狩市を除くと
	7 千 歳 市	247円	267.71円		
	中学年	1 江 別 市	292円	273.43円	
		2 北 広 島 市	286円		
		札 幌 市	274円		
		3 当 別 町	273円		
		4 恵 庭 市	270円		
		5 石 狩 市	260円		※石狩市を除くと
		6 新 篠 津 村	259円		275.67円
	高学年	1 江 別 市	295円	276.25円	
		2 北 広 島 市	289円		
		3 当 別 町	279円		
		札 幌 市	277円		
		4 恵 庭 市	275円		
		5 千 歳 市	266円		
6 石 狩 市		266円	※石狩市を除くと		
7 新 篠 津 村	263円	277.71円			
中 学 校	1 江 別 市	351円	328.63円		
	2 北 広 島 市	342円			
	3 当 別 町	339円			
	4 恵 庭 市	337円			
	札 幌 市	328円			
	5 石 狩 市	326円		※石狩市を除くと	
	6 千 歳 市	304円		329.00円	
7 新 篠 津 村	302円				

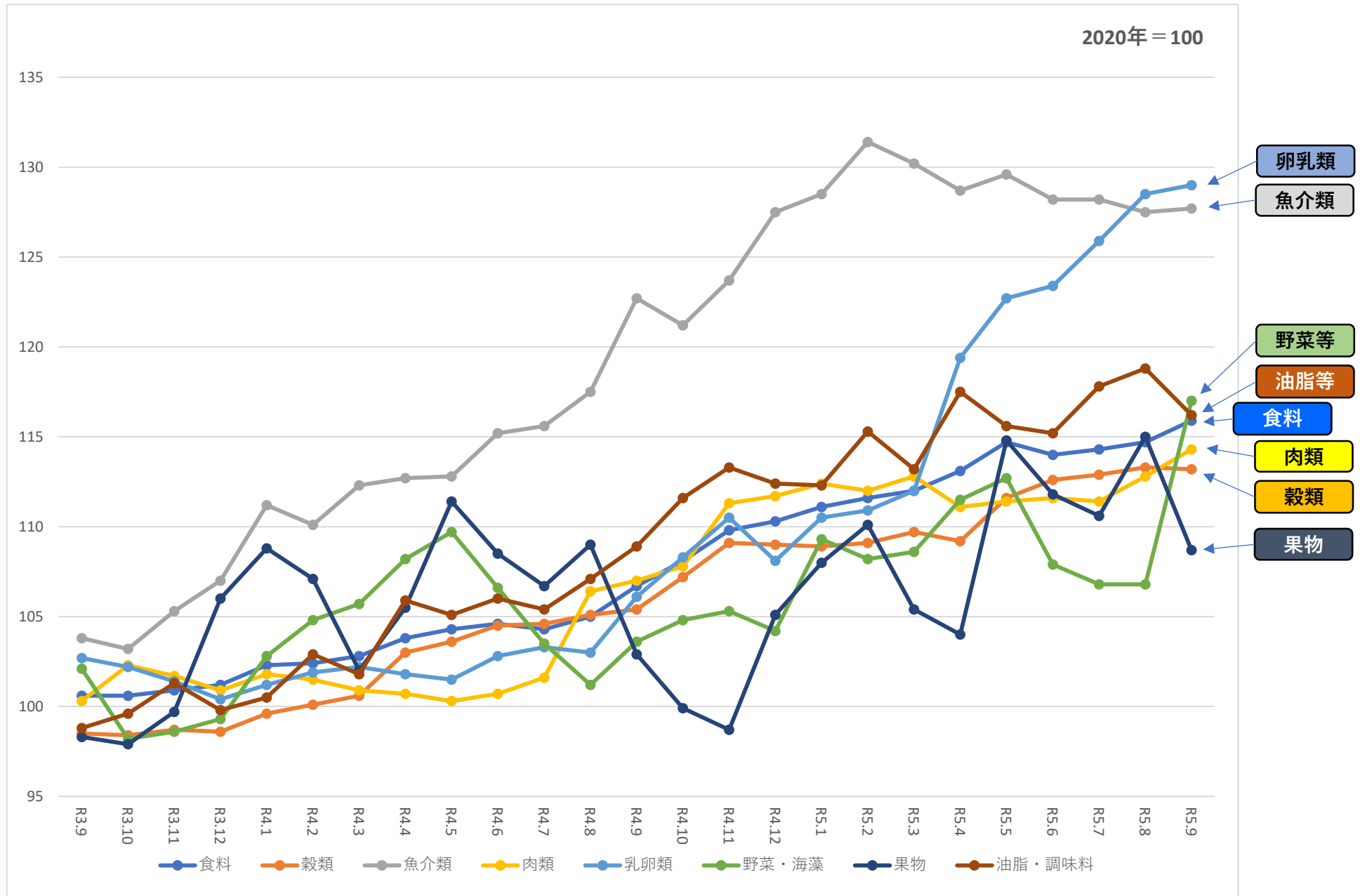
・千歳市の小学校単価は、「低学年」（1～3学年）と「高学年」（4～6学年）の2区分。

・千歳市は平成26年4月、新篠津村は平成30年4月、恵庭市は平成31年4月、令和2年4月及び令和3年4月の3年連続、江別市及び北広島市は令和2年4月、当別町は令和5年4月にそれぞれ単価改定を行っている。

# ●消費者物価指数の推移（北海道地方）

※R3.9～R5.9

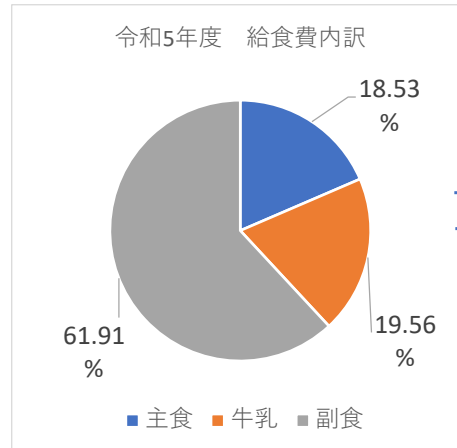
（総務省統計局 2020年基準消費者物価指数）



## ●給食費の内訳の推移（実績値）

令和5年度

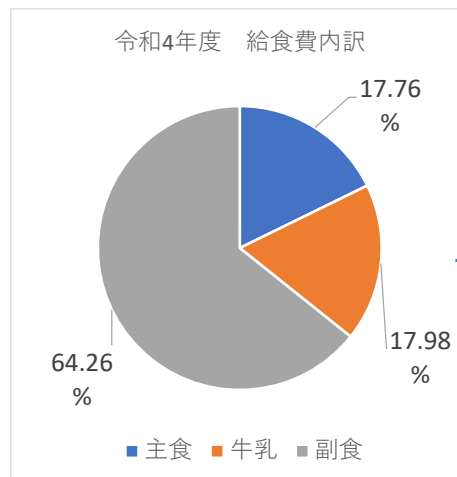
		主食	牛乳	副食	
低学年	石狩	45.32	54.03	153.65	253
	厚田	47.47	54.03	151.50	253
		46.40	54.03	152.57	253
中学年	石狩	49.07	54.03	156.90	260
	厚田	51.12	54.03	154.85	260
		50.09	54.03	155.88	260
高学年	石狩	50.93	54.03	161.04	266
	厚田	52.98	54.03	158.99	266
		51.96	54.03	160.01	266
中学生	石狩	55.36	54.03	216.61	326
	厚田	57.30	54.03	214.67	326
		56.33	54.03	215.64	326
小中平均		51.19	54.03	171.03	
		18.53%	19.56%	61.91%	



R4とR5の差  
 主食+0.77%  
 牛乳+1.58%  
 副食-2.35%

令和4年度

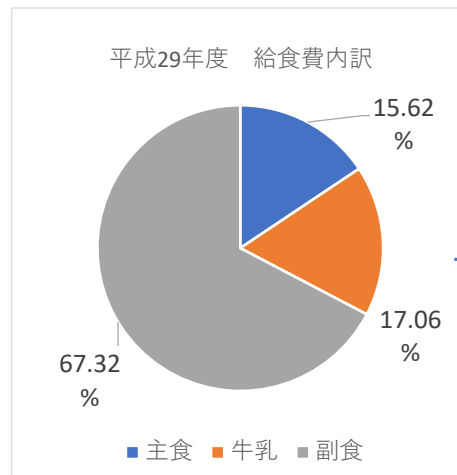
		主食	牛乳	副食	
低学年	石狩	43.59	49.67	159.74	253
	厚田	45.15	49.67	158.18	253
		44.37	49.67	158.96	253
中学年	石狩	47.35	49.67	162.98	260
	厚田	48.73	49.67	161.60	260
		48.04	49.67	162.29	260
高学年	石狩	49.16	49.67	167.17	266
	厚田	50.54	49.67	165.79	266
		49.85	49.67	166.48	266
中学生	石狩	53.35	49.67	222.98	326
	厚田	54.56	49.67	221.77	326
		53.96	49.67	222.37	326
小中平均		49.05	49.67	177.53	
		17.76%	17.98%	64.26%	



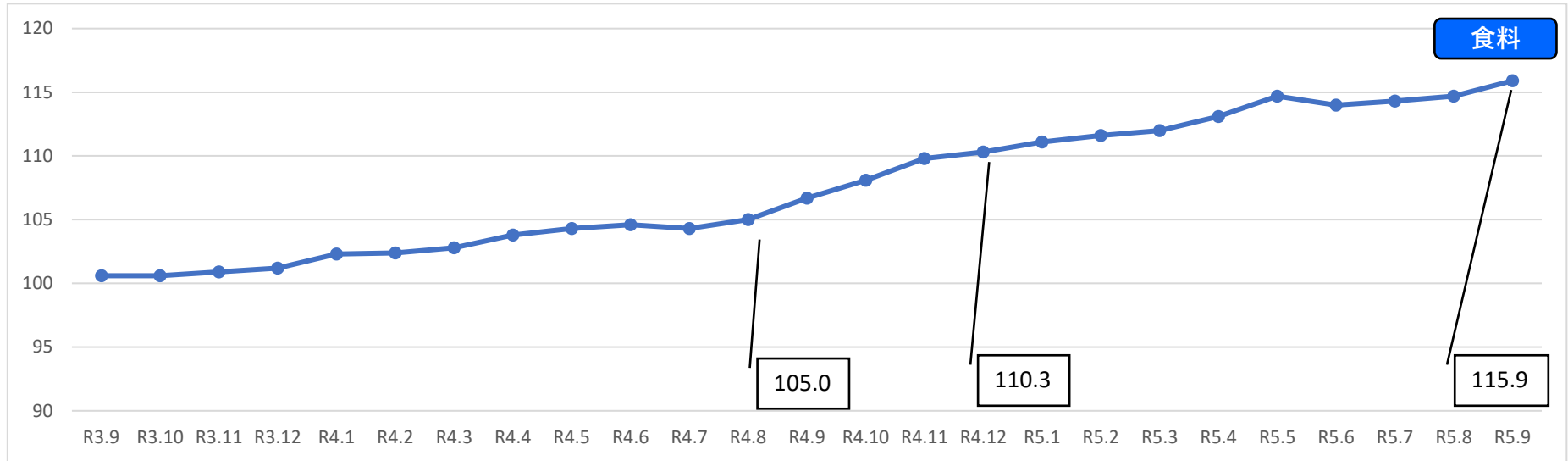
H29とR5の差  
 主食+2.91%  
 牛乳+2.5%  
 副食-5.41%

平成29年度

		主食	牛乳	副食	
低学年	石狩	37.50	45.46	159.04	242
	厚田	38.31	45.46	158.23	242
		37.90	45.46	158.64	242
中学年	石狩	39.97	45.46	163.57	249
	厚田	41.18	45.46	162.36	249
		40.57	45.46	162.97	249
高学年	石狩	41.77	45.46	167.77	255
	厚田	42.98	45.46	166.56	255
		42.38	45.46	167.16	255
中学生	石狩	45.39	45.46	229.15	320
	厚田	45.99	45.46	228.55	320
		45.69	45.46	228.85	320
小中平均		41.64	45.46	179.40	
		15.62%	17.06%	67.32%	



北海道地方の消費者物価指数（食料）の推移 （総務省統計局 2020年基準消費者物価指数）



年単位 消費者物価指数（北海道地方・食料） （総務省統計局 2020年基準消費者物価指数）

年	指数(%)	対基準年 変化率(%)	備考	(参考)
2020 (R 2)	100.000	0	・ 消費者物価指数基準年	100円
2021 (R 3)	100.000	0.000	・ 給食費単価設定時確認データ (R 2)	100円
2022 (R 4)	105.400	5.400	・ 給食費単価設定 (R 3.11)	106円
2023 (R 5)	113.488	13.488	・ 給食費単価施行 (R 4.4)	114円
2024 (R 6)	115.388	15.388	・ R 5.10以降はR5.1～9平均で試算	116円
2025 (R 7)	117.388	17.388	・ 前年+ 2 %	118円
			・ 前年+ 2 %	

※色付き（黄色 R5～R7）は推計値

※物価安定の目標として、消費者物価指数の前年比上昇率で2%とすることが掲げられている。政府・日本銀行共同声明

「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について」（2013/1/22）

（総務省統計局 2020年基準消費者物価指数）

児童生徒 1 人当たりの単価

単位：円（円単位に四捨五入）

		R 4 現行単価	変化率に基づく推測数値					
			R4 現行差額	R5 現行差額	R6 現行差額	R7 現行差額	R6・7の差額平均 現行差額	
小学校	小	253	267 -14	287 -34	292 -39	297 -44	295 -42	
	中	260	274 -14	295 -35	300 -40	305 -45	303 -43	
	高	266	280 -14	302 -36	307 -41	312 -46	310 -44	
中学校		326	344 -18	370 -44	376 -50	383 -57	380 -54	

児童生徒 1 人当たりの年間額（年間最大食数195食）

単位：円

		R 4 現行年額	R4 現行差額	R5 現行差額	R6 現行差額	R7 現行差額	R6・7の差額平均 現行差額	
小学校	小	49,335	52,065 -2,730	55,965 -6,630	56,940 -7,605	57,915 -8,580	57,525	-8,190
	中	50,700	53,430 -2,730	57,525 -6,825	58,500 -7,800	59,475 -8,775	59,085	-8,385
	高	51,870	54,600 -2,730	58,890 -7,020	59,865 -7,995	60,840 -8,970	60,450	-8,580
中学校		63,570	67,080 -3,510	72,150 -8,580	73,320 -9,750	74,685 -11,115	74,100	-10,530

## (2) 報告事項

### ①学校給食費の収納状況について

#### ・令和2年度

(単位：円、%)

区 分	調定額	収入済額	還付未済額 (左記の内数)	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年度分	239,782,814	234,378,795	0	0	5,404,019	97.7
滞納繰越分	30,042,454	5,439,438	0	3,696,136	20,906,880	18.1
計	269,825,268	239,818,233	0	3,696,136	26,310,899	88.9

#### ・令和3年度

(単位：円、%)

区 分	調定額	収入済額	還付未済額 (左記の内数)	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年度分	252,957,261	247,214,369	3,565	0	5,742,892	97.7
滞納繰越分	26,310,899	2,806,070	0	1,546,985	21,957,844	10.7
計	279,268,160	250,020,439	0	1,546,985	27,700,736	89.5

#### ・令和4年度

(単位：円、%)

区 分	調定額	収入済額	還付未済額 (左記の内数)	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年度分	256,198,078	249,933,284	0	0	6,264,794	97.6
滞納繰越分	27,704,301	1,760,933	0	6,375,714	19,567,654	6.4
計	283,902,379	251,694,217	0	6,375,714	25,832,448	88.7

## ②給食関係事業の実施状況について

### ●アレルギー対応給食の実施状況

#### ・令和3年度

No.	実施日	献立名	原因食品	除去の方法	代替食	対象数	検食数	合計
1	5/20	ヨーグルト	乳	—	アセロラゼリー	7	6	13
2	5/28	八宝菜	うずら卵	うずら卵除去	—	14	9	23
3	7/1	プリン	乳	—	豆乳プリン	2	3	5
4	8/20	シューアイス	卵・乳	—	卵・乳代替アイス	19	10	29
5	9/29	ヨーグルト	乳	—	はちみつレモンゼリー	3	3	6
6	10/22	かきたま汁	卵	全卵除去	—	15	9	24
7	11/2	ちゃんぽんめん	うずら卵	うずら卵除去	—	11	8	19
8	11/18	プリン	乳	—	豆乳プリン	8	6	14
9	12/3	たまごスープ	卵	全卵除去	—	15	9	24
10	12/24	クリスマスケーキ	卵・乳	—	卵・乳代替 クリスマスケーキ	18	10	28
11	1/14	エクレア	卵・乳	—	チョコプリン	7	5	12
12	1/18	たまごとうどん	卵	全卵除去	—	14	9	23
13	2/4	八宝菜	うずら卵	うずら卵除去	—	9	7	16
14	2/10	シュークリーム	卵・乳	—	ガトーショコラ	16	9	25
15	3/1	チョコドーナツ	卵・乳	—	メープルマフィン	18	10	28
16	3/10	シューアイス	卵・乳	—	卵・乳代替アイス	18	10	28

#### ・令和4年度

No.	実施日	献立名	原因食品	除去の方法	代替食	対象数	検食数	合計
1	5/18	かきたま汁	卵	全卵除去	—	12	8	20
2	5/24	ヨーグルト	乳	—	アセロラゼリー	7	6	13
3	6/8	型抜きチーズ	乳	—	紫いもチップス	9	7	16
4	8/25	ムースケーキ	乳	—	豆乳パンナコッタ	10	7	17
5	9/15	ヨーグルト	乳	—	アセロラゼリー	10	7	17
6	10/6	チョコドーナツ	卵・乳	—	チョコプリン	18	9	27
7	10/25	卵とじにゅうめん	卵	全卵除去	—	13	8	21
8	11/24	ヨーグルト	乳	—	豆乳プリンタルト	9	6	15
9	11/28	八宝菜	うずら卵	うずら卵除去	—	13	8	21
10	12/7	たまごスープ	卵	全卵除去	—	13	8	21
11	12/23	クリスマスケーキ	卵・乳	—	卵・乳代替 クリスマスケーキ	18	9	27
12	1/19	プリン	乳	—	豆乳プリン	9	6	15
13	1/24	八宝菜	うずら卵	うずら卵除去	—	13	8	21
14	2/6	かきたま汁	卵	全卵除去	—	13	8	21
15	2/28	シュークリーム	卵・乳	—	ガトーショコラ	16	8	24
16	3/7	チョコドーナツ	卵・乳	—	チョコプリン	18	9	27
17	3/17	八宝菜	うずら卵	うずら卵除去	—	11	8	19
18	3/20	ヨーグルト	乳	—	豆乳パンナコッタ	3	2	5



## ・令和5年度

No.	実施日	献立名	原因食品	除去の方法	代替食	対象数	検食数	合計
1	6/2	型抜きチーズ	乳	—	さつまいもチップス	10	5	15
2	10/17	ちゃんぽんめん	うずら卵	うずら卵除去	—	15	10	25

※令和5年度は10月末時点の実績である。

## ●アレルギー対応給食提供の流れ

提供の流れ	対応者	場所
①アレルギー専用調理室で対応食を準備する。	調理員	給食センター
②対応食の入った個別ケースをコンテナに載せ、学校に配送する。	調理員	給食センター
③配膳室到着後、事前配付の名簿により対応食を確認する。 (確認印)	配膳員	配膳室
④4時間目終了に合わせて、対応食を対象児童生徒のクラスの配膳台の上に置く。	配膳員	教室もしくは配膳室前
⑤対象者の対応食が教室に届いていることを確認し、対象者に対応食を渡す。(確認印)	担任等	教室
⑥喫食	対象児童生徒	教室
⑦喫食後、使った専用食器と個人用専用容器を袋に入れてしぼり、個別ケースにしまう。	対象児童生徒	教室
⑧配膳室に出向き、対応食の一連の工程が確実に行われたことを確認する。(確認印)	管理職もしくは管理職相当	配膳室
⑨喫食後の個別ケースをセンターに返却する。	配膳員	配膳室

## ●使用食器等



## ●市民向け食育講座の実施状況

### 1 実施の目的

市民への食育を推進するため、食育に関する講話と学校給食の試食会を組み合わせた食育講座（「大人のプレミアム食育講座」）を実施する。

- ・個人向け 原則その月の給食最終日（毎月実施予定）
- ・団体向け 随時受付（5人～30人程度）

### 2 実施内容

学校給食センター施設紹介、食育講話、学校給食試食

### 3 年度別実施状況

#### ・令和2年度

区分	実施回数	参加人数	1回当たり参加人数
個人	3回	10人	3.3人
団体	2回	17人	8.5人
計	5回	27人	5.4人

#### ・令和3年度

区分	実施回数	参加人数	1回当たり参加人数
個人	1回	7人	7.0人
団体	1回	11人	11.0人
計	2回	18人	9.0人

#### ・令和4年度

区分	実施回数	参加人数	1回当たり参加人数
個人	2回	10人	5.0人
団体	5回	46人	9.2人
計	7回	56人	8.0人

#### ・令和5年度

区分	実施回数	参加人数	1回当たり参加人数
個人	3回	25人	8.3人
団体	3回	46人	15.3人
計	6回	71人	11.8人

※令和5年度は10月末時点の実績である。



## ●学校給食「いしかりデー」の実施状況

### 1 実施の目的

6月から10月にかけて、石狩の伝統的な食事や普段よりも多くの地場産物を使用した給食を提供することで、児童及び生徒に地場産物への関心を高め、地元石狩の良さや食文化についてより深く理解してもらう。

### 2 実施日程

令和5年6月から10月までの5日間

### 3 実施献立

学校給食センター		厚田学校給食センター	
実施日	献立名（使用した地場産物）	実施日	献立名（使用した地場産物）
6月21日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イエスクリーン米（米）</li> <li>・肉鍋風煮</li> <li>・石狩産にしんフライ（にしん）</li> <li>・ブロッコリーサラダ (ブロッコリー)</li> </ul>	6月21日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イエスクリーン米（米）</li> <li>・望来豚ジンギスカン（望来豚）</li> <li>・石狩産にしんフライ（にしん）</li> <li>・ピリ辛きゅうり</li> </ul>
7月19日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イエスクリーン米（米）</li> <li>・浜益牛のすき焼き煮 (浜益牛・椎茸)</li> <li>・真だらのスパイス揚げ</li> <li>・ブロッコリーのごまあえ (ブロッコリー・キャベツ)</li> </ul>	7月19日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イエスクリーン米（米）</li> <li>・浜益牛のすき焼き煮（浜益牛）</li> <li>・石狩産にしんのみそ煮 (にしん)</li> <li>・ブロッコリーのごまあえ (ブロッコリー)</li> </ul>
8月30日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナン</li> <li>・トマチャ入りドライカレー (トマトチャツネ・人参)</li> <li>・望来豚コロッケ（望来豚）</li> <li>・ゆでとうもろこし（とうもろこし）</li> </ul>	8月30日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナン</li> <li>・トマチャ入りドライカレー (トマトチャツネ)</li> <li>・望来豚コロッケ（望来豚）</li> <li>・ゆでとうもろこし（とうもろこし）</li> </ul>
9月11日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・望来豚のピリ辛焼き肉丼 (米・望来豚・玉ねぎ・人参)</li> <li>・石狩産キャベツ入りさつま揚げ (キャベツ)</li> <li>・石狩産メロン（メロン）</li> </ul>	9月11日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・望来豚のピリ辛焼き肉丼 (米・望来豚)</li> <li>・石狩産キャベツ入りさつま揚げ (キャベツ)</li> <li>・厚田産メロン（メロン）</li> </ul>
10月4日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜益牛のそばろ丼 (米・浜益牛・玉ねぎ・人参)</li> <li>・さけ太郎のたまご焼き</li> <li>・ゆでブロッコリー (ブロッコリー)</li> </ul>	10月6日 (金)	給食センター停電のため中止

#### 4 その他の取組み

##### (1) 学校への資料配布

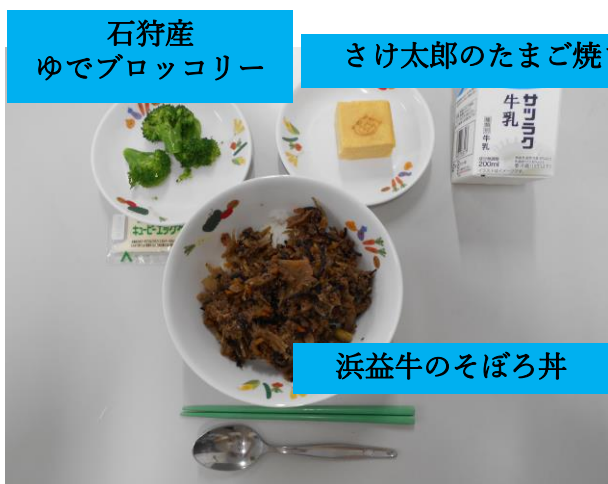
- ・ A3サイズのポスターを各学級分用意して学校に配布

##### (2) 生産者さんの食育授業

- ・ 実施日：令和5年10月4日（水） ※第5回いしかりデー
- ・ 実施校：石狩市立花川小学校

### ★第5回いしかりデー（10月4日実施分）

#### ◎献立



#### ◎ポスター



#### ◎「ブロッコリー」の紹介



※生産者の方から花川小学校の子どもたちに石狩市（高岡地区）で育てた「ブロッコリー」を紹介していただきました。

## 【参考資料】

### 石狩市学校給食センター条例（昭和42年条例第9号）※一部抜粋

（運営委員会）

第8条 給食センターの運営を適正かつ円滑ならしめるため石狩市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、教育委員会の諮問に応じて答申し、又は必要な意見を具申するものとする。

（組織）

第9条 委員会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 教育関係団体の代表者

(2) 学識経験者

(3) 市内に居住する者のうちから教育委員会が公募した者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員は、前任者の残任期間とする。

### 石狩市学校給食センター条例施行規則（平成2年教育委員会規則第1号）

※一部抜粋

（委員長及び副委員長）

第4条 石狩市学校給食センター条例第8条の石狩市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は委員が互選した者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

（会議）

第5条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

2 委員会の会議は、原則として、これを公開する。

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

（部会）

第7条 委員会は、専門的な事項について調査検討させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長の指名する者をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【参考資料】

【石狩市学校給食センター運営委員会委員名簿】

委嘱期間：委嘱の日から令和6年5月31日まで

区分	氏名	ふりがな	所属団体等
P T A 役員	佐藤 学	さとう まなぶ	石狩市 P T A 連合会 (樽川中学校)
	中村 健太	なかむら けんた	石狩市 P T A 連合会 (花川南小学校)
	丸山 美沙子	まるやま みさこ	石狩市 P T A 連合会 (花川小学校)
	吉本 英之	よしもと ひでゆき	石狩市 P T A 連合会 (花川中学校)
小中学校の 教職員	青山 司	あおやま つかさ	石狩市校長会 (双葉小学校)
	岩崎 修	いわさき おさむ	石狩市教頭会 (石狩八幡小学校)
	梅木 亮子	うめき あきこ	石狩市教育振興会養護教諭部会 (花川中学校)
	高橋 克典	たかはし かつのり	石狩市公立小中学校事務職員協議会 (花川中学校)
学識経験者	百々瀬 いづみ	ももせ いづみ	札幌保健医療大学 保健医療学部栄養学科教授
	石田 しづえ	いしだ しづえ	藤女子大学 人間生活学部食物栄養学科講師
一般公募	秋田谷 順子	あきたや じゅんこ	
	多田 真弓	ただ まゆみ	